

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和5年2月28日(2023.2.28)

【国際公開番号】WO2022/009560
 【出願番号】特願2022-534949(P2022-534949)

【国際特許分類】

C 1 2 M 1/00(2006.01)

C 1 2 N 1/00(2006.01)

【F I】

C 1 2 M 1/00 C

C 1 2 N 1/00 B

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月13日(2022.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

嫌気チャンバ内に配置される細胞培養容器と、
 前記嫌気チャンバ内に配置される本体部と、前記嫌気チャンバ外に配置される操作部とを有する外部装置とを備え、
 前記本体部は、前記細胞培養容器に対して所定の処理を行うように構成されており、
 前記操作部は、前記所定の処理に関する信号を前記本体部との間で無線通信により送信又は受信するように構成されている、細胞培養システム。

【請求項2】

前記細胞培養容器は、前記細胞培養容器の内部に配置されており、かつ第1主面及び前記第1主面の反対面であり、細胞が培養される第2主面とを含む酸素透過性のメンブレンと、前記第1主面により一部が画され、第1培地が貯留される第1空間と、前記第2主面により一部が画され、前記第1培地よりも溶存酸素濃度の低い第2培地が貯留される第2空間とを有する、請求項1に記載の細胞培養システム。

30

【請求項3】

前記所定の処理は、前記第1培地又は前記第2培地の交換、前記第1培地又は前記第2培地の溶存酸素濃度の測定及び前記第2空間側を向く前記メンブレンの主面上に培養される細胞の電気抵抗値の測定のいずれかである、請求項2に記載の細胞培養システム。

【請求項4】

前記無線通信は、W i F i又はB l u e t o o t hに準拠した通信により行われる、請求項1に記載の細胞培養システム。

40

【請求項5】

嫌気チャンバと、
 前記嫌気チャンバ内に配置される細胞培養容器と、
 前記嫌気チャンバ内に配置される本体部と、前記嫌気チャンバ外に配置される操作部とを有する外部装置とを備え、
 前記本体部は、前記細胞培養容器に対して所定の処理を行うように構成されており、
 前記操作部は、前記所定の処理に関する信号を前記本体部との間で無線通信により送信又は受信するように構成されている、細胞培養システム。

【請求項6】

50

前記嫌気チャンバは、ユーザが手を差し入れるための挿入部を有する、請求項 1 又は請求項 5 に記載の細胞培養システム。

10

20

30

40

50